

法制審議会刑事法（凶悪・重大犯罪関係）部会議事録
（平成16年公訴時効制度改正関係・抜粋）

目 次

第1回会議議事録（抄）	1
第2回会議議事録（抄）	6
第3回会議議事録（抄）	8
第4回会議議事録（抄）	29
第5回会議議事録（抄）	37

第1回会議 議事録（抄）

- それでは、諮問第69号を朗読いたします。

諮問第六十九号

近年における凶悪・重大犯罪の実情等にかんがみ、この種の犯罪に対処するため、早急に刑事の実体法及び手続法を整備する必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。

別紙

要綱（骨子）

（中 略）

第五 公訴時効期間の改正

死刑又は無期若しくは長期十五年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪について、時効は、次の期間を経過することによって完成するものとする。

- 1 死刑に当たる罪については、二十五年
- 2 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については、十五年
- 3 長期十五年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については、十年

- （ 前略 ）最後に、要綱（骨子）第五であります。これは法定刑の重い重大犯罪につきまして、公訴時効期間を延ばそうというものであります。

公訴時効制度の制度趣旨の説明といたしましては、時の経過とともに犯罪に対する被害者や社会からの処罰感情等が希薄化することなどを根拠とする実体法的な考え方や、証拠が散逸し訴追が困難になることなどを根拠とする訴訟法的な考え方などが唱えられているところであります。被害者やその遺族を含む国民の平均年齢の延びや犯罪に関する情報をめぐる近年の状況の中で、被害者や社会からの処罰感情等が時の経過によって希薄化する度合いは

低下していると考えられますのに加え、新たな捜査技術の開発等によりまして、犯罪発生後相当長期間を経過しましても、有力な証拠を得ることが可能になっていることなどもあり、特に重大犯罪については、刑事訴訟法第250条が定めている最長でも15年という公訴時効期間は短期に失するのではないかとと思われるところであります。

そこで、要綱（骨子）第五におきましては、公訴時効制度が、無罪の推定が働きます公訴提起前の時点において、国の公訴権を消滅させ、刑罰権を実現することができないようにするものでありますことから、有罪裁判確定後において刑罰権を消滅させる制度として、刑法第32条に規定されております刑の時効の期間との整合性をも念頭に置きつつ、法定刑が重い罪について、公訴時効期間を延長することとしたものであります。そこで、殺人罪のように、法定刑中に死刑の定めがある罪につきましては、現在の15年から25年に、強姦致死傷罪のように、法定刑中の最も重い刑が無期の懲役又は禁錮である罪につきましては、現在の10年から15年に、それぞれ公訴時効期間を延ばすこととしております。また、要綱（骨子）第一の一において、有期刑の法定刑の上限を15年から20年に引き上げるものとしており、今回の要綱（骨子）の関係では、強姦罪や傷害致死罪のほか、傷害罪などのように、法定刑中で最も重い刑がこの15年から20年の有期刑になるものが生じることになります。そこで、現行法では10年以上15年以下の懲役又は禁錮の定めがある罪の公訴時効期間が7年とされておりますことから、この上に、新たに10年という公訴時効期間のランクを設けることとするものであります。

- 今回の諮問では、手続的な事項について公訴時効の問題にも触れられておりますので、第五について御質問させていただきたいのです。

先ほどの御説明ですと、公訴時効に関しては、実体法的な観点から当罰感情の減少あるいは可罰性の減少という根拠づけがあるということと、それから手続法的には証拠の散逸可能性とか、証拠保全とかの観点から根拠づけが

なされているということです。そこで、まず実体法的な観点に関して、今回の公訴時効の延長は、被害者感情の重視ということで問題になっている被害者の立場をかなり重要視して、個々の被害者の集合体としての法意識を考慮されているのかどうか、それとも処罰感情に関して、国民一般を想定した上での必要性を主張されているのかどうかという点です。

それから、手続法的には、捜査科学の発展がかなり大きな根拠になっているかと思います。例えば、DNA鑑定でかなり長期間にわたるものについても重要な新証拠として再評価できるというようなこともあると思うのですが、それ以外に何か根拠があるのかどうかを教えてくださいと思います。

- まず、先ほど要綱（骨子）の御説明でも申し上げたとおりですが、処罰感情も含んでいることは間違いないと思いますが、加害者、仮定的な被疑者・被告人と言ってもいいですが、これの平均寿命も延びていると。例えば、15年たったらもう死んでいるだろうということは到底言えないということも考えられる。

それとともに、被害者、殺人事件であれば被害者の遺族ということになりますが、その平均寿命も延びている。とすると、15年という期間で処罰感情は薄れてしまって、国があえて処罰権を行使するまでもないだろうということも言えない。

さらに言えば、国民一般の問題。潜在的な被害者でもありますし潜在的な加害者かもしれませんけれども、やはりこのぐらいの期間でもう既に国が手を出さないということで国民の規範意識が許されるだろうかということで、実体法説的には三者三様の立場があります。それから社会事情といいますのは、犯罪に関する情報の流布といいますか、伝達、そういったものも非常に早く、しかも広範に、しかも長くなっておりますので、そういった中で当罰性の希薄化という実体法説的な考え方、これについて15年で、この15年といいますのも、現行刑法ができましたときに刑法施行法で、当時の旧々刑法が改正になって15年になっております。それから、97年間変わって

おりませんので、その当時とはかなり状況が違うだろうと。

もう一つ、訴訟法的な考え方についてももちろんございますが、現在の日本の公訴時効につきましては、法定刑によって公訴時効期間も決まるということで、基本的には実体法説的な考え方が強い、それについては今申し上げたとおりです。

ただ、訴訟法説的な考え方に立ちましても、DNA鑑定という言葉もございました。比較的近年で、その時効まであと何日、あるいは何週間、そういったものでDNA鑑定で、もちろん公判中ですからまだ何とも言えませんが、起訴まで至ったという事案もございます。

そういったものにつきまして、特に重たい事案についてはやはり社会的な当罰性の要請が強いということになれば、捜査技術の進歩というのもおのずから後押しされるという形になろうということで、実体法説的に考えましても訴訟法説的に考えましても、主は実体法説かもしれませんが、特に重い事案、すべての事案というわけではないと思いますけれども、重い事案については現在の公訴時効期間、一番重いところで15年というのを維持するのは妥当だろうか、むしろそれは現在の国民意識、あるいは法制の在り方としていかなものかといところから、今回の諮問に及んだと、こういったことでございます。

- 公訴時効の関係ですが、今回、犯罪閣僚対策会議の中ではこの点は全く触れられていないのですけれども、なぜ今回の諮問においてこの公訴時効の問題が諮問に入って、これが緊急の課題というふうに位置づけられているのか、その辺がちょっと私どもよく分からないのです。これが急いでやらなければならない問題なのか、また今回の主として刑罰の見直しと併せてこの公訴時効の問題をやらなければならないほど急ぐ課題なのか、その点に関してちょっと疑問を持っておりまして、この点に関してどのようにお考えになって諮問されているのかお聞きしたいと思います。

- 確かに、今回手続法、刑事訴訟法関係で時効の問題だけが入っているわけ

です。これは先ほども〇〇委員の方から抑止という話がありましたが、規範意識あるいは正義観念と言っているのは、ある意味では古典的な威嚇抑止だけではなく、いわゆる規範抑止、積極的な一般予防、そういう国民の規範意識と法律、実体法であれ手続法であれ、これが合致していなければ法律は法律として意味をなさない、こういったところが根本の理念として出てくるわけです。刑罰が軽いことがその行為についての重大性の評価として欠けるところがないか、これは法定刑、特に下限の問題でございます。

その一方、公訴時効というのは、例えばどんなひどい殺人をやっても15年逃げおうせればいいのだと、こういった概念が町の中といたしますか、世間一般になってきますと、これは結局どんな重い罪をやったところで逃げればいいのだということになりますと、それは甚だ問題が出てくる。特にこのところ時効の関係がいろいろ問題になっているということは、報道その他でも委員・幹事も御承知のとおりかと思えます。そういった中で、全体として国民の規範意識に沿ったものとなれば、実体法、手続法、全面的なもちろん検討は必要でしょうけれども、冒頭言いましたようにまずどこから手をつけるかということで、訴訟法の分野であればやはり法定刑と横並びという問題もございますし、そういったことで時効の分野、まずこの点につきまして御検討いただきたいということで、諮問の対象にさせていただいた、こういうことでございます。

第2回会議 議事録（抄）

- （ 前略 ）これとは別に、今回の諮問に至るいきさつに関するものといまして、前回の部会以降に個別にお求めがございましたので、昨年12月10日に与党政策責任者会議「女性と刑法」プロジェクトチームが法務大臣に対して行いました申入書を、配布資料6として御用意させていただきました。

申入れの内容としまして、強姦罪に関する部分は、今回の要綱（骨子）第二の二から四と同内容になっておりますが、第二の一にあります強制わいせつ罪につきましても、その法定刑を引き上げるべきことが記載されており、さらに、一般的な記載ではございますが、殺傷事犯等の凶悪犯罪に対する罰則や、公訴時効等の在り方について見直すべきであるということも、この申入書の内容として含まれております。

- （ 前略 ）今回は昭和50年代以降ということで量刑もお示ししました。個々の事件の量刑についての可否を論じることにはできないわけですが、年間一つの罪種について何百というものの量刑事件があつて、それがマスとして重い方向に振れているというのは、背景にある国民世論、犯罪情勢とともに、個々の事案の悪質化というのにも裁判所が当然マスとして反応している、それを故なきことというふうには到底できないと思います。悪質化・凶悪化、それに対する対処の必要性という実体は、こういった世論調査以外の認知件数、あるいは量刑事情に関する統計からも出てくる。

その上で、確かに検挙率がどうのという話がありました。それは確かに検挙件数を上げるような工夫は今後とも更に必要だと思いますし、法制的な面、法務省の所管します法制的な面でも、各種の部会で、一番最近ではハイテク犯罪関係部会ということになりますが、コンピュータ関係の差押え関係、いろいろ整備させていただきたいということの諮問をいたしまして、答申もいただいております。それに伴っての立法措置を現在努力させていただいてい

るところでございますが、それも含めまして各種の検挙率、要するに近年の犯罪情勢に応じたような犯罪手法というのも更に検討させていただきたいと思います。それとともに、国民規範意識に沿った、前回、今回の諮問の中で公訴時効だけ手続法で取り上げたのはなぜかと、それは国民の規範意識ということに直接バッティングするからだということを申し上げましたけれども、あれもある、これもある、だから何もやらないではなくて、まずとにかく着実にステップ・バイ・ステップで進めていこう、こういう考え方で進めさせていただきたい、こういうことでございます。

第3回会議 議事録（抄）

- （前略）最後の配布資料12は、本日、御審議いただくことにしております要綱（骨子）第五のテーマであります公訴時効期間につきまして、配布資料7や10と同様に、アメリカ・ニューヨーク州、イギリス、フランス及びドイツとの比較概観を試みたものでございます。

第1回部会における諮問事項の御説明でも申し上げましたように、要綱（骨子）第五につきましては、刑の時効期間との関係も考慮しておりますことから、配布資料12では、これら各国における刑の時効に相当する時効期間の概観も付記してございます。「概観」との言葉の趣旨につきましては、これまでの比較法制に関します配布資料と同様でございます。また、配布資料12につきましては、注にも記載してございますように、時効の中断や停止に関する規定は記載してございません。また、これらの国では、特定の罪種について個別に時効に関する規定が置かれているものもございますが、それも原則的に省略してございます。

公訴時効期間につきましては、アメリカ・ニューヨーク州では、無期自由刑以上の法定刑の定めがある罪には時効の適用がなく、イギリスでも、ごく少数の個別の罪種は別として、一般的な公訴時効制度が存在しておりません。ドイツでは、最長の公訴時効期間は、無期自由刑に当たる罪についての30年となっております。一方、フランスでは、基本的には無期自由刑に当たる罪でも公訴時効期間は10年と比較的短期に定められておりますが、予審請求が時効中断事由とされております。この予審請求は、被告人が特定されないままでも認められております。

なお、日本における刑の時効と同様の制度は、この4か国では、ドイツ及びフランスにしか存在しませんが、いずれの場合も、その時効期間と公訴時効期間とを対比いたしますと、対応する刑期の範囲においては、公訴時効期間の方が同等かそれより短く定められていることが御理解いただけるかと存

じます。

- （ 前略 ） なければ、一応この要綱（骨子）第四につきましては、第一巡目でございますので、この程度にさせていただきます、最後の要綱（骨子）第五の公訴時効期間の問題に移りたいと思います。
- 第1回目の御説明が印刷物で会議録として配布されましたので、それを拝見させていただきますと、〇〇幹事からの説明かと思えますけれども、今回の公訴時効の引上げについての理論的根拠といいたいまいしょうか、説明としまして、処罰感情の問題、それから証拠散逸の問題というような説明をされまして、このような提案をされたものというふうに拝見いたしました。

この点について、私はこの機会に凶悪・重大犯罪の公訴時効の見直しをするということ、そして現行法の公訴時効期間を引き上げるということ自体に別に反対するつもりはございませんけれども、なぜそれをこういう形で引き上げるかという根拠といいたいまいしょうか、理由といいたいまいしょうか、その点について拝見したところではいかがかという疑問を持ちますので、その点についてまずお尋ねしたいということであります。

- 第1回部会での趣旨説明の中では、いわゆる従来の時効学説、実体法説と訴訟法説を念頭におきまして、今、〇〇委員の方からも御指摘いただきましたような御説明を申し上げました。それとともに、第1回部会では、今回要綱（骨子）第一から第四までは基本的に刑法、実体法の問題を取り上げているが、その一方、訴訟法の中でここだけ取り上げたのはなぜか、こういった質問もいただきました。その際に申し上げましたのは、そもそも時効について実体法説というのがあるということは、実体法と境を接するということがあるわけでございますけれども、殺人とか、強姦・強姦致死傷もそうですが、いわば重大犯罪、10年、15年あるいは無期、場合によっては死刑、そういったものになる可能性がある罪についても10年、15年、20年、ある意味では逃げおおせれば済んでしまうというのが、現在の国民の規範意識から見て支持されるかという、支持されているどころか、むしろそれはある

意味では指弾されているといえますか、排撃されているといえますか、そういった傾向すらあるのではないかと。規範意識ということ 키워ドにおきまして、正義観念と言っても同じですが、そういった言葉をキーワードにおきまして今回の要綱（骨子）全体を考える上では、この時効の問題というのはこの機会に一体として考えていただくのが相当だということで、一つだけ訴訟法マターであるにもかかわらずこれを入れさせていただいたということです。実体法の問題というのはどの程度処罰するかということでございますけれども、処罰できる期間、できる期間と言うとちょっと言葉がラフでございますけれども、そういった問題についても一体として考えていただきたいということで、この機会に一緒に御検討いただいて、できることでありまして一緒に立法化の機会を与えていただければということで考えているわけでございます。

- 御指摘のように、処罰感情が簡単にはなくなると、あるいは証拠についても簡単には散逸しないということについては、私もそれはそうだろうと思います。しかしながら、その議論を進めていきますと、公訴時効の期間というものは別に30年だろうがあるいはもっと極端に言ってもっと長くても構わないという議論にもなり得るだろうと思います。それが、今回の提案でいきますと25年になっていたり15年になったりということで、一定の上限的な数字が出てきていますけれども、それはなぜなのかということを考えてみますと、意見にわたりますけれども、それはやはり10年なり15年なり25年なり、訴追されていないという被疑者の一種の事実状態があるわけですので、それを保護してあげましょうという、そういう趣旨がやはり立法的な根拠としてあるのではなかろうか、こういうふうに考えるわけです。そうしますと、犯罪を訴追する国家の利益と、訴追されない被疑者の利益とがそこで比較衡量されて、妥当な数字が出てくるということでありまして、それはやはり国民感情からしてもっと長くてもいいとか、あるいは公訴時効制度を廃止していいという議論には単純にはならないわけでありまして。そこでは

訴追されない被疑者の利益も考慮しながら、25年なら25年という数字が決められているというような御説明をいただけると、納得しやすいというのが私の意見でございます。

- もとより、今御意見いただきましたとおりのことを考えているわけでございます。といいますのは、先ほど比較法制の説明を資料12でさせていただきましたけれども、確かに公訴時効というものを、イギリスなどは基本的に持ちませんので、例えばジャック・ザ・リッパーが現在でも生きていれば起訴できるのかと、こんな問題も出てきたりするわけでございますけれども、罪種によって公訴時効がない、こういった国もあるわけでございます。

しかしながら、従来日本では、先ほど〇〇委員がおっしゃった中にはいわゆる地位の安定といいますか、真犯人であっても地位の安定を図るべきであるという新訴訟法説的な考え方もちよっとあったと思いますが、基本的には実体法説、訴訟法説で説明がされてきました。その中で、日本の時効制度は基本的に法定刑による輪切りの形になっておりますので、やはり実体法説ということに重きを置いて考えざるを得ないとは思いますが、とはいえ訴訟法説的な面も無視できない。これは、時効が成立した場合にどういう判決が言い渡されるかということでいろいろな議論があることから、皆さん御承知のとおりだと思います。そういったことから考えますと、今、〇〇委員からの御主張があった中にもうかがえますように、いろいろなものもあって、青天井ということについて今回――もとより、将来永劫に排斥するということではないでしょうが、今回のスキームの中ではそういったものについてはちょっとまだそこまでは踏み切らないと、あくまでも従来の時効学説の中で説明がつく範囲で、その延長線上で引上げを図らせていただきたい、こういうことでございます。

- 証拠の散逸がない、特にDNA等の新しい技術による証拠というようなお話も前からあったわけですが、これ逆の弁護人になる立場から考えると、この時効期間が延びるということは、延びた後に被告人として法廷に立たさ

れる人の弁護をするということになるわけで、そうすると、そのときの弁護側の証拠、被告人側の証拠というのは何があるのだろうと、捜査当局はそういうふうには訴追するための証拠を残しているかもしれませんが、その間逃げたからいけないのだという乱暴な議論は別にしますと、証人の記憶も相当薄れ、事実関係というものは人の関係ではほとんど薄れてくる。

最近、国外逃亡の事例ですけれども、そういう事案をやっている弁護士に聞いたところ、やはり法廷の持ち方というのはほとんど当時の調書が出てくることになる。例えば、証人を呼んで話を聞いても、もう忘れましたというふうになって、じゃ調書と出てきたときに、その調書に書いてあることが本当かどうか覚えていない。ただ、当時そういうふうには捜査官の前で話したとすれば、きっとそうだったでしょうと、こういう答えしか法廷で返ってこないという話も聞いているわけです。これはある意味で事実だろうというふうに思いますし、そういう現実には訴訟の状況を考えたときに、延ばせば延ばすほど国民感情が望んでいるからいいのだということだけで済むかという、なかなかこれは難しい。特に、今度重大な事件では、裁判員制度がとられるわけですから、そうなったときに相当古い事件をどういうふうに裁判するのか、結局調書だけが生きてくる裁判になるのではないかとということで、この辺も一つの視野に入れた議論をしないとイケないだろうというふうに思っています。

あと、この手の事件で非常に重要だと思いますのは、迅速な裁判をするということを今求められているわけですが、迅速なという意味は裁判になったから迅速なだけではなくて、やはり早期に決着をつけるということが含まれていると思うのです。そこには、被告人の権利という、訴訟追行側の権利だけではなくて、被告側の防御権というものを保障していくという思想があると思うのです。被告による防御権というのは、今私が述べたように、どういうふうはこの時効を延ばすことによって保障されるのかという、このあたりは少し議論が必要だろうというふうに思っています。

そういったことで考えると、直接審理だとか証拠裁判審理だとか、そういったこととの関係と、被告人の権利関係というのを考えると、これはなかなか難しいといえますか、国民感情で延ばすということだけでよろしいのかなという議論があります。これはひとつ、是非ここで検討していただきたいというふうに思っております。

- まず一つ目、長くたってしまうと当初の段階でとった調書だけで有罪になってしまうのではないかと、それに対して被告人側の防御立証の点がどうなんだと、こういう御意見があったかと思いますが、初期の段階で参考人、被害者、そういった方々からとった調書だけで立証ができるといった状況であれば、訴追機関としては当然早い段階で起訴しているということでございます。それが、その段階で起訴できなくて、15年、あるいは今回延ばせば20年、25年ということになるわけでしょうが、そういったものが起訴できるようになるというのは、最近ですと佐賀で2件ほどありましたけれども、正にDNA鑑定ですとか、そういった新たな捜査手法で得られた証拠をプラスして決め手となるものが見つかったということでございますので、延ばして、当初の段階でとった調書だけで有罪になると、これはちょっと実態離れした議論ではないかと思えます。

それとともに、確かにそれを抜きにしても、被告人が立証も時間がたつと難しくなるのではないかと、その面はあるとは思いますが、刑事訴訟のことでございますので、各種の阻却事由の不存在も含めて、検察官がすべて立証責任を負っている、しかもその立証責任の程度も、合理的な疑いを入れない証明と、こういったことになっているわけでございます。

挙証責任が相互に分配されて、しかも証拠の優位性で足りるという民事訴訟の場合でございますと、もちろん民事の消滅時効の理屈と刑事の公訴時効の理屈は違いますけれども、最長で一般債権の消滅時効が10年というふうになっております。それ以上延ばすと、確かに民事のことでもございますので、立証責任の分配その他もあって難しいということではございますけれど

も、圧倒的に検察官が立証責任の負担を負っているという上で、しかもその早期の段階では起訴できなかった、その上で時間の経過というのがどちらに厳しく働いてくるかといえ、これは常識的に考えて当然これは訴追側、検察官側に厳しく働いてくるということだと思います。

それから、3点目でございますが、確かに裁判だけ早ければいいというものではなしに、訴追だって早くあるべきではないか、それはそのとおりだと思っておりますので、訴追できるだけの有罪判決を得られる証拠が収集できたとなれば、訴追機関としては早く起訴している。起訴すべきものであれば起訴しているというのは当たり前のことでございますけれども、それを超えて、いわゆる先ほどもちょっと言いました新訴訟法説の立場は、犯人、いわゆる真犯人であっても一定の長い期間にわたって平穏な生活をしてきたのであれば、それを尊重してやるべきではないかという考え方が確かにあるわけでございますけれども、それこそ正に現在の国民の規範意識からして受け入れられるのだろうか。ドラマであれば15年近くたって平穏に暮らしていたところに突然刑事が来ると、こういったものがあるかもしれませんが、ドラマはドラマの世界として、現実の世界の問題としてそれが国民に受け入れられる議論だろうかということになりますと、なかなかそういった意味での新訴訟法説的な考え方というのは受け入れられ難いのではないかと。そういったことも種々考慮いたしまして、今回につきましては、先ほど〇〇委員からも話がありましたように、一定限度の枠は残した上で、従来の考え方の延長線上で延ばさせていただくという合理性と必然性はあるかというふうに考えております。

- 直接〇〇委員にお答えするようなつもりではありませんが、公訴時効の延長という改正が実現しました場合、まず最初に影響を受けるのは捜査機関、特に警察であると思います。これまで我々は、重大な事件で捜査が極めて困難であったようなケース、公訴時効が完成して捜査本部が閉じられる、看板を下ろすというような場面をときどき見るわけですが、今後例えば1

5 年が 25 年になった場合に、警察としてはどのようにお考えか、伺えればと思います。

- まず、この殺人・強盗等の重大・凶悪犯罪の捜査の検挙に至った捜査の実態について、お答えを申し上げるにとどめたいと思うのですが、まだきちんと検証した事例、数字じゃないものですから、そのあたりは御了解いただきたいと思います。殺人事件で見ましても、公訴時効成立までに 1 年を切って検挙に至ったといったものが、毎年 1 件、多いときで数件といった実態でございます。ということは、その背景として、その捜査が継続され、その結果として検挙に至ったということであろうと存じます。

延びた場合に、それに対応できるかという点については、にわかにできないは、どういう捜査上の支障があるかとか、いろいろ業務上の問題とかといったことがあり申し上げ難いところがあるかと思います。ただ、時効が延長された場合には、現在の期間の経過後にも検挙に至る例もあり得るといったことであろうと思います。

- 私、以前書きましたものの中に、時効制度の意義について、それは無論犯罪者の社会的な生活の安定という視点を含むわけですが、それと同時に、刑事司法の関係する諸機関、特に捜査機関について、ある期間の経過によって、もうこれで終止符を打ってよろしいという、一種の負担を減らすとか、そういう役割を持っていると書いたことがあるのですが、15 年が 25 年になった場合に、その意味の負担はかなり増えることになるのではないかと思います、その点はいかがですか。

- それはなかなかお答えし難いところであろうと思います。要するに、本来、治安安全の確保と捜査の責任がございますので。

ただ、未解決のこういった凶悪・重大事件の件数にもよると思います。そのあたりを総合的に判断して、負担という言葉が適当かどうかですけれども、どのような負担が生じるのかということであろうと思います。

- ただいま、〇〇関係官あるいは〇〇幹事の御議論を聞いていて感じたので

すけれども、先ほどデータが示されましたように、確かに公訴時効完成するまでに1年を切って検挙される事例があるということから端的に分かるように、結局公訴時効というのはある段階で訴追の断念を迫っている制度だろうというふうに思うわけです。要するに、タイムリミットがなかりせば、更の場合によってはその翌年、翌々年であっても検挙する事例というのはあり得るはずのものであるわけです。ところが、いろいろリソースの配分といったことから考えて、ある段階でこれ以上はもう断念せざるを得ないという、そういう制度であると思います。その断念の年限が現段階で社会的に受け入れられるような年限になっているかというところ、むしろそれが〇〇幹事の言葉によれば指弾されているような実情にあるという認識だと思います。私も同じような認識を持っておりまして、その年限を更に延長させることによって、断念すべき期間というのをもうちょっと長くをとることを可能にした方が、現時点では望ましいのではないかと、このように感じております。

- 確かに、最高15年というのが短いという議論は分からなくはないのですが、じゃなぜそれがいきなり10年間も延びて25年になるのかというところが、いま一つ合理的な根拠が示されていないのではないかと思います。

一つは、例えばそういう死刑事案とか無期懲役事案、つまり殺人事件を想定しますと、民事として責任が追及できるのは20年なわけですね、つまり損害賠償の義務を負うのは20年ということで、民法でそうなっているわけでありまして、先ほどから出ている被疑者の方の安定といいますか、長い間逃げている間、社会的安定ということがありましたけれども、20年たつと損害賠償請求も受けない立場になると。そういう人が、あと5年たったところで検挙されて起訴されれば、やはり刑を受ける、そういうアンバランスが生じるわけです。やはり民法で20年、これは行為をしたときから最大20年、これは除斥期間ということで定められておりますけれども、20年たつたら民事責任は追及できないというふうに民法が定めているという、そういう法秩序の中で、刑事事件に関しては25年間は追及できるという形にする

のは、バランスを欠いているのではないかということがあります。

先ほど、〇〇委員の方からもありましたように、これはもともと公訴時効というのは国家の側の利益と被疑者の側の利益のバランスの問題であるわけですが、それを10年間も延ばすというのは、やはりそれはバランスを明らかに欠いた延ばし方ではないか、延ばすにしても間で5年ということもあるだろうし、いきなり10年延ばすという提案というのは、かなりバランスを欠いた提案をしているのではないか。しかも、民法の20年という時効も超えた25年という提案をされているのは、やはり日本の法秩序の中では、民事は責任追及できないけれども刑事は追及できるという、今の逆転現象になってしまうわけですね。現在は、実は民事は20年追及できるけれども刑事は15年しか追及できないわけですから、刑事事件が時効になっても民事責任は追及できるという状況の中、今回この提案が通りますと逆転して、民事は追及できないけれども刑事は追及できる、こういう現在の法秩序をそういう形で変えていくという提案というのは、やはりバランスを欠いた提案をしているのではないかと思います。やはり被疑者側の法的な安定性ということ、民法でも20年と定められているわけですから、やはり20年以下にしなければ、バランスがとれないのではないか、余りにも国家的な利益を表に出し過ぎた提案をされているのではないか、そんなように思います。

- 民事の除斥期間との対比で述べられた部分があるのですが、まず民事の除斥期間の存在趣旨は何かということで、たまたま何か月か前の「法律時報」に除斥期間の特集が載っていましたので読んでみたことがあります。難しくよく分からなかったのですが、民事の専門の学者の方々がおっしゃるには、除斥期間という考え方を何か一つの理念で説明するのはむしろ困難な状況になってきているのだと、何かそういうことまで書いてありましたけれども、いずれにしても民事の除斥期間20年というのは不法行為の章の中にあるわけです。現在の日本の不法行為法というのは、故意・過失により他人の権利を侵害した、その場合に発生した損害の結局でん補の関係でございます。

発生した損害を加害者にどういった場合にどの程度でん補させるのが妥当かと、そういったものについて20年という一定の期間で、特に民事の問題でございますので、それだけの間に権利が現実には実現されなかった場合には、存在する事実状態を尊重して、そのままにしてしまおうということが民事の除斥期間の考え方かと思います。基本的に、先ほど来出ています新訴訟法説は確かにそれにちょっと近いかもしれませんが、それではなしに、基本的に実体法説、訴訟法説に重きを置くというのは先ほど申し上げたとおりです。ですから、そういったものとして制度趣旨が違うというものについて、これを横並びで議論することはまずできないだろう。違うものを横並びで数字を並べることはほとんど無意味だと思われまふ。

それとともに、現行法でも逆に除斥期間の場合には、除斥期間でございますので、もともと概念といたしましては一切の中断を認めない。その間に権利者側からの権利行使があったかどうか、債務者側からの承認があったかどうか、そういうことも一切認めないわけでございますが、刑事の方につきましては、これも新訴訟法説からは説明しにくいのではないかと思います、各種の停止事由、比較法制的には中断事由になっているものがございまして、そういったものがある。例えば、被疑者が海外にいる場合には、日本に戻ってこない限り永久に時効は停止しているわけですね。その結果として、現行法のもとでも20年を超えるということは当然あるわけでございますが、それについて不都合だという人は多分いないだろう。

一方、逆に今度は除斥期間そのものにつきましても、最近各種の戦後賠償訴訟で民事の一般法理を使いまして除斥期間を適用することを排除するという判例も、下級審でございますが幾つか出ております。それに対しまして、刑事の方は一遍期間を定めてしまいましたら、それにつきまして停止事由がない限りは、現行法であれば15年ですべて完成してしまうと、そういった刑事の方の問題もある。各種の性質が違ふ、そういったものの中でやはり民事が20年、それを超えて更に民事で請求できなくなつて、あと5年を処罰

できるようにするのですかというのは、刑事においてその被害者ということ
を特に近年重大に考えなければいけないというのはこの部会での考え方も同
様でございますけれども、それだけではないということも当然御承知のとおり
でございます。

そういった各種の違いということを考えますれば、民事が20年だからと
いう議論はいかがなものかというふうに考えております。

- 国民の正義観念というのは、現在の時効期間で国家が訴追権を喪失するこ
とは許せないのじゃないかという、提案理由もそうですし、そういう御意見
もほかからも出ているわけですが、それ自体は一面では分かるのですが、た
だ当該被疑者が有罪であることを前提にしたような発想にどうしてもなっ
ているのではなかろうかというふうに思われるわけです。この点、実際に弁護
活動をやっておられる方以外に分かっていただくのは難しいことかもしれな
いのですが、やはり現在、10年とかなんかたっていない事件であっても、
被疑者が無罪だといって争うことがいかに大変かという問題がありまして、
現在の大変さ、証拠が全部捜査機関に持っていかれてしまっている、そして
なかなか開示してもらえないという問題があり、その上で更に独自にアリバ
イだとかあるいは事実関係とか調べる、これはこれ自体が非常に大変なわけ
です。

それからまた、現在の社会の進歩というのがありまして、数年前のことの
資料というのを現在も同じかという、例えば今携帯電話というのがございま
すけれども、10年近く前に普及するようになったわけですが、その直後ぐ
らいに起こった事件で携帯電話の使用状況についての資料とか、当時のシス
テム、これを現在どうなっているかということは分かっても、当時がどうだ
ったかというのはなかなかこれは解明できないような事態も起こっているわ
けです。そういうような中で、15年あるいは10年とかたった後、更にそ
ういうことで例えばアリバイにしろあるいは事実関係の確認にしろ、これを
何とかしようという弁護人の立場というのは、非常に苦しいわけなんです。

それが、果たして25年にもなったら一体何ができるのだろうかという、そういうのが実感です。

また、寝ていた事件が、例えばDNA鑑定等によって新しく証拠で立証できるようになるのだというようなこともちょっと提案に上がっているのですが、まずDNA鑑定自体が絶対的なものではないというふうに私は思っているわけですが、その対象資料なんかについても、これが捜査機関の手にあるものと、それ以外の対象資料で再鑑定をしてもらおうと思っても、なかなかそういう残っている資料なんていうものは見つけることが非常に困難になってくるであろうと思われます。そういうようなことを考えた場合に、〇〇委員がおっしゃった国家の訴追権と被疑者の利益のバランスということを考える場合に、やはり相当被疑者の方の困難さに比重を置いて考えていただきたいというのが私の実感的なことなんです。そういう意味からして、ちょっとこの長期の延長というのは、どうもなかなか納得しにくいというのが私の考え、状態でございますね。

- バランス論というのが話題になっておりますが、一つは〇〇幹事が言われたことでいいと思うのです。やはり民事と刑事はファクターが違いますので、直ちには比較できないと、こう思います。

それから、提案理由の今日配られました資料12の中でも、刑の時効との比較の資料も載っておりますが、先ほどばらばらと拝見したところ、公訴時効と刑の時効が両者一定のルールに従ってバランスがとられるべきであるとはどうも読めないと思います。今回の提案理由の中でも、刑の時効を意識した提案があったかと思いますが、これはやはり別じゃないかと。公訴時効は公訴時効で独自の利益衡量をやって決めればよろしいということで、必ずしも刑の時効を意識して、それとの整合性ということは考える必要はないんじゃないかと。これは意見の部分です。

それから、一つお聞きしたいと思いますのは、基本的なことなんですけれども、今回の骨子は一、二、三、四、五となっていて、五だけが訴訟法

的な問題なんです、この全体の関係ということです。法定刑を引き上げることによって公訴時効制度は法定刑基準ですから自動的に上がる部分があるわけですね。それがどこに出てくるかといいますと、死刑・無期は一応関係ないわけで、そうすると現行法の3号だけが膨らむという形になるわけですね。法定刑を引き上げますと。そこを二つに分けて、新設条文を3号に置いてということで、果たして従来の3号要件を二つに分解するところの部分、一号から四号までの提案とリンクしていると思いますけれどもどのような考えからか、また、死刑と無期の部分については独自の考察ということで理解してよろしいかどうか、その辺の関係を少しお聞きしたい。

- 今回の要綱（骨子）の一号、二号と三号、三号を区分いたしましたのは、今回法定刑として15年から20年という新たなランクができると、そこまで従来の250条3号でくくりますと、非常に法定刑の幅の広いものが公訴時効として一つのランクにされるということになりますが、それは、やはり、特に実体法説的な考え方からするとかなり問題があろうということで、新設の三号というのを提案させていただいているということでございます。その一方、いろいろな話をごちゃごちゃになって申し訳ございませんけれども、先ほど何で25年なんだという話もございました。その一方で、刑の時効とのリンクというのは必然ではないのではないかという話もございましたが、その両方に関係いたしますことといたしまして、確かに刑の時効とのリンクというのが必然だと、法論理上の必然だというふうに考えているわけではございません。

ただ、その一方、国民の皆さん方からいただきます中では、比較法制でも一生時効に係らない、殺人なんかそうなっているところが多いじゃないかということを確かに言われている。実際、比較法制的にそのようでございます。そういった中で、少なくとも殺人とかあるいは死刑に当たるような罪については、時効を外してしまったらどうだという御意見もたくさんいただいているわけでございますが、そうしますと従来の時効学説の延長線上というふう

にはいかないだろう。またそういったものをするのは、防御ということもございましょうし、捜査機関の負担、トータルとしてのコストベネフィットという問題もありましょうから、そういったものはちょっと現時点では踏み切れない。とした場合の、天井として一つの参考になるものとして考えたのが刑の時効ということでございまして、これも冒頭資料説明で申し上げましたけれども、刑の時効と公訴時効に類似する制度がある国においては、いずれも公訴時効期間の方が、同じ刑期のランクでは低く置かれている。これは第1回でも申しましたとおり、無罪の推定の下での公訴時効と、有罪判決が確定した後の、しかも特定の刑が言い渡された後の刑の時効という観点からすると、必然ではないにしても、それは一つの合理的な姿ではあるだろう。その上で一つの天井を考えるのであれば、死刑について刑の時効が30年、それよりやはり同じというよりはちょっと下げるべきではなかろうかということで25という数字を考えさせていただいたと、こういうことでございます。

- ちょっと戻りますけれども、先ほどの〇〇委員のお話を聞いていて感じたのですけれども、確かに弁護人の方が防御するというのは大変御苦労があるのだらうと思います。その点、私は実感していませんので、実感しない者の発言ということでお許しいただきたいのですけれども。

先ほどのお話を聞いても、現時点で5年前、10年前のことについて防御立証するのは非常に難しいということは分かるのですが、時効を延長することによって何か新たに質的に非常に防御上困るということが起こるのかというと、そこのところはどうもまだ余り私にはよく分からなかったというのが一つであります。

それから、恐らく防御するというのは弁護人側で何か積極的なことをするというのではなくて、検察側の立証に対して有効適切な反論を加えるということに恐らく主眼があるのだらうというふうに思いますので、その点について、時効期間延長することによってその点が非常に何か困るのだということを御説明いただければ、なおはっきりするのだらうというふうに思います。

それから、公訴時効ということを考えてみると、何年かたったことによって弁護側の防御がうまく尽くせなくなるので、したがって訴追ができなくなると、そういう制度ではなくて、〇〇幹事が先日来いろいろ御説明されているように、種々の利益があつて、それらを総合的に見た結果、ある段階で、防御の利益というのはもちろんその一つで入っていると思うのですが、幾つかの要素を絡めた上で、政策的にあるところで割り切らざるを得ないという、一つの決断だろうと思うのです。ですから、あるところから有効な防御ができなくなるから訴追ができなくなるというふうな整理ではないのだろうと思います。

- 3点言われたのですが、最初の10年なり何なり延びることによって、防御の困難が増すというのは何かという御質問でありますけれども、もちろんまだ10年延びているわけではありませんので具体的には言えませんが……。

それと、検察官が立証責任を負うのだからという2番目の点、多分立証のことだと思いますけれども、結局無実を争う場合に、一つは検察官の立証に対して反証を出すという形があります。それからもう一つ、そうではなしに、アリバイがあるという、アリバイ立証という形があります。それから、無罪でなくて有罪であっても、犯情について、それに関連するいろいろな事情について、実際はこうですよということを弁護側が実情を主張立証しなければ、実際認めてもらうことが難しいというふうに思うわけです。そういう場合に、まずアリバイというような問題について、大体死刑事件の場合15年と25年でどれほどの記憶の差が出るかという問題はあるかもしれませんが、やはりそれは、本人自身だつてなかなか正確には思い出せない。当時のメモとか、そういった手帳類なども、10年、15年だったらまだあるかもしれないけれども、25年だったらなくなってしまう可能性は大きいわけですね。

さらに、証人というようなものを考えた場合に、10年たてば亡くなった

り病気になったり、あるいはまた証人自身の記憶喪失というような問題も出てくる。そういうような問題があります。

それから、先ほどちょっと申し上げたのですけれども、25年たってDNA鑑定によっておまえが犯人だというふうに分けられた場合、そうではないという再鑑定を求めたくても――これはもう一つ、現在の鑑定において、鑑定資料は全部使われてしまって残されていないというような問題も、それはもちろん今後の具体的対処の仕方の問題になるのかもしれませんが、やはりそういうようないろいろな対処をしたりあるいは反証したりするための事実調査、あるいは証拠集め、これが一層困難になるだろうというふうに思うわけです。

それと、3番目の時効制度の根拠について、いろいろな利益を比較してということだというような、それは私もよく分かっておるのですけれども、ただその場合に、被告人側の、被疑者の方の利益ということもやはり重視する説もあるわけですし、それから現実のそういう実務の中での在り方、真相を明らかに究明するためにも、やはり被疑者側のそういう立証の活動が十分行い得るような期間内にやはり事件は済ませるべきなのだと、こういうことがこそ迅速な裁判の要請の一つの中にあるというふうに私は考えるわけで、その点も十分お考え願いたいというふうに申し上げた、そういうことでございます。

- どれだけ社会の耳目を引く重大事件であったかといったことにもよろうかと思えますけれども、多分おっしゃっておられるところは、捜査力にも限りがあり、貴重な公共財なわけでございますので、これを最大限いかに有効に活用するかといったことも重大な責任であろうかと思えます。その時々 of 犯罪情勢ですとか、日々新たな犯罪も発生するわけでございますので、そういった捜査の事情等を十分に踏まえて、捜査態勢につきましても、年数の経過に従って段階的にコンパクトなものにするといったようなことはもう既に行われているということでございます。先ほど申しましたのは、そういった中

で毎年、例えば殺人ですと15年目に検挙に至ったといったものが数字としてはわずかですが、あるということでございます。

- 既に〇〇委員の御発言でほぼ尽くされているところなのかもしれませんが、やはり実務をやっていない者の立場から見まして、少しよく分からない点は、訴追側である検察官が挙証責任というものを負い、そして、合理的な疑いを超えるような証明の程度まで犯罪事実について証明をしなければいけないというときに、例えば時間が経過することによって証人の記憶が薄れてよく分かりませんということになってくれば、当然その証人の証言の証明力というのは落ちてくるわけで、調書が残っている場合であっても、その調書の中身にどの程度の信用性を認めるかというのは、どうしても割り引かれてくることになるのだらうというふうに思います。そういう中で、果たして合理的疑いを超える立証ができるのかどうかということが問題となってくるわけでありまして、そこのところは確かに弁護側から反証のために出せる証拠というののもなかなか準備することが厳しくなってくる部分もあるのかもしれませんが、しかし第一次的にはやはり立証の困難は、検察側、訴追側の方に作用してくるのだらう。

それで、しかしなお合理的疑いを超える程度の証明がなされている、そういう心証を裁判所が得て弁護側に反証が求められる状況においては、弁護側としては、やはりそれを崩すしかないわけでありまして、例えば時間がたったときにある種の犯罪と犯人を結びつける非常に強い決定的な証拠が出てきたというときに、それとは別にアリバイ証拠を探そうとしても、それはある種すれ違いでありまして、非常に強い犯罪と犯人とを結びつけるような証拠が出てきたというときには、やはりそれに正面からこたえないと、恐らく有効な防御ということにはならないのだらうというふうに思います。恐らく問題は、そういう強い証拠が出せるかどうかというところに第一次的にはかかっていて、それは訴追側の方に非常に厳しい状況にあるのだらう。しかしそれが出せるような場合も増えてきているとすれば、全体としてももう少し訴追

を断念するまでの時間を長くするというのは、一つの選択として十分成り立つのではないかというふうに思います。

- 全く違った点についての質問です。ひょっとすると、すでにご説明があつて、聞き落としたのかもしれないのですが、今回の改正法を施行するというときに、例えば遡及効を認めるのかどうか問題となります。学説の議論では、時効に関する規定の遡及効を肯定することは罪刑法定主義に反するのではないかということが問題となっています。その点についてはどのようにお考えなのでしょうか。
- もちろん、時効につきましては本当に訴訟法なのか、要するに手続法なのか実体法なのかという議論が本当に昔からあります。それによりまして遡及効の問題も出てくるとは思いますが、そこについて今回、これは実体法なんだ、訴訟法なんだと決めつけるつもりはございません。ただ、いずれにいたしましてもこの内容で改正法を提出させていただいて、仮にそれが成立したとした場合に、さかのぼって適用するということは、現時点での考えですが、それをどう書くかはともかくとして、余り妥当ではないだろうなというふうに思っております。

それから、先ほどの〇〇委員の御質問に一つ答えていない点がありました。

先ほど、今回の時効についての考え方について、実体法説的な説明を前提にされているのだらうと思いますが、有罪を前提にして考えているのではないかという御質問があつたかと思ひます。まず現在の時効制度ですが、確かに実体法説というのを、犯人に対する処罰感情という言葉でいいますと、確かに犯人・処罰感情ですから有罪を前提にしているのではないかという誤解を受ける向きもあるかと思ひます。しかし、それは犯人に対するというのではなしに、犯罪事実について処罰ができなくなると、したがって真犯人であろうが真犯人でなかろうが、一定の時間の経過とともに、その犯罪事実についての被害者側の処罰感情、社会的な当罰要請、そういったものが希薄化していく、それに伴って、だれが犯人だろうが有罪だろうが無罪だろうが処罰

権を、公訴権を、最終的には処罰権をとということになりましょうが、それを一律に失わせるというのが公訴時効制度だろうと思います。少なくとも日本の刑法におきましては、だれか共犯者中の一人が起訴されていれば、その裁判確定までは時効期間は停止すると、こうなっておりますけれども、これも人について公訴時効が成立するというのではなしに、犯罪事実について公訴時効というものが考えられているということの一つの証左だと思います。

したがって、今回の実体法説的な説明の中で、現在の平均寿命が延びているなどの事情もあって、その社会的な、あるいは被害者の当罰要請の期間も延びている、だから延ばしたらどうか、延ばすべきではないかという考え方も、あくまでもそういった現行法の時効についての考え方を踏まえてのものであって、だれか有罪なんだということを前提にして、特定の有罪者をいつまでも野放しにしておく、処罰できないというのはけしからん、だから延ばせと言っているわけではないということは御理解いただきたいと思います。

- 無罪立証をどうするかということについて長くなりますので、第二巡目の議論のときにしたいと思うのですが、私、ちょっと今度の公訴時効期間の改正の問題で、〇〇関係官がおっしゃっていたことも、私どもも議論しております、捜査側の負担がどうなるのかということを相当考えないと実際はいけないのではないかと。もちろん、弁護人となる場合のことはまた別にしまして。死刑に当たる罪についてというものだけではなくて、今回、無期の刑でも延びますが、それ以上に長期15年以上の懲役又は禁錮に当たる罪についてというのは、傷害を含めて延びるわけですね。建前は、傷害はどんな傷害でも入るわけで、だからこの傷害事件には捜査側はある程度人を置くけれども、こっちは置かなくていいとか、建前としてですよ、力の配分はあつたって完全に手を抜くなんていうことはできないシステムになるのですね。被害者からすれば、おれの方は何でなくて、あっちの有名な事件が……といったって、被害者の感情からすれば同じですから、そういうときに一律に7年

であったものを10年にするというシステムでいいのかという，そういうふうになるわけですよ。ある事件だけ態勢を組めばいいのだという議論は，とてもここではできないだろうと。だから，そういうことでいいのかという議論は，やはり必要になるんじゃないかというふうに思っています。

- それは，延ばす延ばさないにかかわらず，先ほどの法定刑で輪切りというふうに言いましたが，法定刑をもって時効期間を定めている以上は，常に出てくる問題だと思うのですが。

第4回会議 議事録（抄）

- （ 前略 ）最後に、要綱（骨子）第五につきましては、ほかの項目がすべて実体法の改正である中で、訴訟法の中から公訴時効期間の問題のみ取り上げるのはなぜかとの御意見がありました。

これは、有罪とされた者に対する刑をどの水準に設定すべきかという点と同様に、犯罪後何年経過すれば、およそ犯罪事実につき人を処罰することができなくなるということを認めるべきかという点とは、現在の国民の規範意識の上に立つ議論において共通する面があると思われますことによるものと考えております。

このような考え方につきましては、それは処罰されるべき犯人を逃すなどということで、無罪推定の原則に反する考え方を前提にしているのではないかと御意見や、最長の公訴時効期間が25年になると、民事法における除斥期間が20年であるため、被害者からの損害賠償請求すら許されなくなった後に公訴を提訴することができるようになるが、それは不当ではないかとの御意見もありました。

しかし、無罪推定に関します前者の意見につきましては、そもそも公訴時効という制度は、何者が犯人であるとしても、一定の期間の経過により、特定の犯罪事実に係る国の公訴権を消滅させるというものですから、特定の人物に対する有罪認識を前提とするものではありませんし、それは今回の諮問も同様です。

また、後者の御意見、すなわち公訴時効と除斥期間の関係ですが、公訴時効期間と除斥期間とでは、現行法のもとでも公訴時効の方が後に完成するということがあり得るところであり、かつそのようなことがあるとしても、それはそれぞれの制度趣旨からすれば異とするには当たらないように思われます。

また、公訴時効期間を延長して相当期間経過後における訴追を認めた場合

には、被告人側による無罪証拠の収集や無罪立証は困難になるほか、被告人が長年営んできた事実状態も尊重されないことになり、相当ではないのではないかと御意見もありました。

しかしながら、現実問題としては、捜査機関は早期に有罪立証可能と思われる証拠を収集していれば、直ちに公訴を提起しているところでありまして、相当期間経過後に公訴が提起されるといいますのは、身柄の確保や証拠の収集に困難があった事案でありますことから、長い期間の経過というのは、積極・消極、すべての事実関係について重い挙証責任を負う検察官の側にはるかに負担になるべき事柄であり、証拠の収集や立証という側面において、今回の諮問にありますような公訴時効期間の延長が、検察官と被告人との負担のバランスを被告人の不利益に動かすものではないと思われまます。

事実状態の尊重という新訴訟法説的な観点からのバランス論も、そのような考え方自体が国民の規範意識から支持されるかという問題があるように思われます。

一方、公訴時効期間を延長するとした場合、その延長に係る規定は遡及的に適用されるのかとの論点も提示されました。

この問題は、理論的には、公訴時効制度を実体法上の制度として理解するか、訴訟法上の制度として理解するかという困難な問題にもつながるものですが、いずれの立場をとるにいたしましても、今回の諮問内容に係る改正につきましては、その効力を遡及させない、すなわち改正法施行後の犯罪行為にのみ改正規定を適用するのが相当ではないかと考えております。

以上、簡単でございますが、これまでの部会において指摘されました主要な論点につきまして御説明いたしました。

なお、御説明は以上でございますが、前回の部会後にも今回の諮問に關しまして意見書の提出を受けたものがございますので、閲覧等につきましては、必要に応じてお申し出いただければと存じます。

- ほかになければ、要綱（骨子）第五の關係に移らせていただきますが、よ

ろしいでしょうか。

第五につきましても、先ほど詳しい説明があったわけですが、一つは公訴時効期間を延長することと無罪推定原則や民事の除斥期間との関係はどう見るか、それから被疑者の防御活動に及ぼす影響、更には公訴時効期間を延長するとした場合の遡及効の有無、そうした点が議論されたところでございますが、これについてもできれば新たな観点の御意見、御議論を賜ればと思いますが。

- 今日のメモにもありますが、公訴時効期間が延長することによって被告人弁護側の有利な証拠の収集及び立証が困難になるのではないかという点に關しまして、前回、〇〇委員とか〇〇幹事からお話があり、事務当局からも今日もお話がありましたが、やはり弁護士の立場から見ますと、特に一番の問題は、前回も〇〇委員からお話がありましたが、供述調書というものが長い期間たったときに、その供述をした人、例えば目撃者とかそういう方の供述調書というものが長い期間たって、例えばその方が所在不明であるとか、もう死亡したとか、海外に行っていないとか、そうなった場合は、調書が証拠として採用されてしまう。伝聞証拠の例外としてそれが証拠として採用される。しかも、それに対して結局弾劾することができないということで、調書に関して極めて高い信用性が与えられて、それが根拠になって有罪になるという可能性が高くなるわけです。

そういう意味で、やはり被告人側、弁護人側から見ると、この公訴時効期間が長くなるということによって、そういう供述調書の供述者自体が所在不明になったり死亡したり海外に行ったりと、いろんな事情が起こり得るわけでありまして、長くなった分だけ、特に10年間、一番重い殺人罪に関して10年間それが延びるということによって、当初つくられた供述調書というものが証拠として採用され、それに対して被告人弁護側が十分な弾劾をすることができないまま判決が出される、そういう事態が起こることが十分予想されるわけです。これは現在の刑事裁判においてもこの伝聞法則があります

けれども、かなりそういう例外が活用されて、調書として出されて、被告人弁護側としては十分弾効できないまま有罪判決を受ける、そういう事態があるわけですし、形式的には検察官が立証責任を負っているといっても、そのような形で供述調書が出されますと、弁護側としてはそれに対する弾効ができないままで終わってしまうということで、大変な不利益を受けるということになります。

そういう意味で、前回、検察官が立証責任を負っているという原則があるのは、これはもちろん当然の原則ですけれども、とりわけ供述調書に関して言うと、やはり時間がたてばたつほど、まずその証人が仮にいたとしても、記憶がない、又は、その供述調書をつくった段階ではちゃんと話をしましたがけれども現在では覚えていませんという形で、反対尋問が功を奏しないということになるわけですし、証人がどこに行ったか分からない、又は死亡した、そうなりますと、調書に頼った立証といいますか、調書が出されて何の弾効もできないで終わってしまう、こういうことが予想されるわけでありまして、これはやはり現在の15年が20年、25年になってしまいますと、かなりそういう事態が予想される。25年ですから、その供述をした方が例えば40代、50代であれば、もう死んでいるという可能性が強くなるわけですから、そういう意味で、供述調書だけが証拠として出され弾効ができない、こういう事態が大いに予想されるわけでありまして。

そういう意味で、形式的に幾ら検察官の方の立証責任、挙証責任があると言ったところで、実際の裁判ではその供述調書というものが極めて重要な役割を果たすことが明らかなわけでありまして、これが15年から20年になった場合には、それが極めて高い可能性が、それだけが証拠として使われる可能性が高くなるということは明らかなので、やはり被告人弁護人側から見ると立証が困難になる、又は反証が困難になるということがあるわけです。

あと、前回も出ましたが、やはりアリバイを証明するということは極めて大変なわけでありまして、これがやはり15年が20年になってしまいます

と、同じようにやはりアリバイを立証するための証人などは非常に、死んだりどこに行ったか分からなくなる可能性は高いわけですから、やはり立証が困難になると思います。

また、最近東京地方裁判所で民事事件の判決があった事件ですが、15年間逮捕状が出続けて、最終的には時効になった後国家賠償請求を起こして、東京都、警視庁に対して国賠を起こして、1審ですけれども勝訴判決を得た、つまり逮捕状が違法であったという判断が出たという事例もありますが、これなどを見ても15年たって、やはりその後国賠を起こして無罪になるような事例があるわけですから、先ほど無罪推定の原則とのお話もありましたが、中にはやはり逃げているというか、15年間逃げている中でも無罪であると確信しつつも逃げているという方もいらっしゃるわけでありまして、そういう方にとってこれが25年になりますと大変な不利益になるということが考えられます。

やはりこの公訴時効期間というのは、そういう被疑者側といいますか、そういう方の利益と国家側の訴追する利益というか、権能というか、それとのバランス、調整で決まるべきものであって、それを今まで最大15年と考えていたものを10年も延ばして25年にするというのは、バランスをかなり欠いているのではないかと思います。やはり弁護士、被告人側から見ると、これは極めて反証、立証が不可能になってしまうということでありまして、やはりもう少しその点について検討する必要があるのではないかと思います。

● 3点あったと思います。

1点目は、初期にとった調書という言葉が今お説の中にもあったと思います。それによって時間がたって有罪を立証されてしまうと反証は困難になってしまうのではないかという話だったと思いますが、それにつきましては前回あるいは今回の御説明でも申しましたとおり、初期にとった調書で有罪立証ができるというのであれば、それを15年あるいは場合によっては今回の

案によれば25年、そんな時間がたって起訴する検察官がいるだろうかという
と、いるとは私には全く思えない。それは物すごく悪意に解釈すれば、反
証が困難になるのを待ってということも、理屈上はそういうことが言えるの
かもしれませんが、事件を未処理のまま持って、それについて捜査を
継続しているということの負担というのが捜査機関においては非常に大き
い。もとより起訴すべきもの、有罪となるという心証があつて起訴すべきも
のだとなれば、正義の観念からして当然に起訴するはずですし、プラス・マ
イナス、メリット・デメリットの観点からしても、ずっと持ち続けているこ
とのデメリットの方がはるかに大きい。そういったことから考えますと、捜
査の初期の段階でそういった証拠が収集されるのであれば、その段階で起訴
になって、その段階で弁護人の方も防御活動ができるはずですから、今おっ
しゃったようなことはまず考えられないと思います。

それから2点目につきましては、前回もほかの委員の方から話があつたか
と思いますが、公訴時間が長くなるとアリバイの主張ができなくなるのでは
ないかということですが、今回も御説明で申しましとおり、犯罪の積極要素
につきましても、それからアリバイその他の犯罪の消極要因が出てきたとき
に、それを打ち消す立証にしても、それは検察官が先ほど来御説にもありま
したとおりの全面的な立証責任を持っているわけです。したがって、そう
いった立証責任の負担から考えますと、それが被告人と検察官のバランスを
被告人の不利益に崩すということは考えにくいと思います。

3点目は、逮捕状国賠の問題ですが、国賠ですので、国賠請求を起こす側
が、しかも逮捕状が出ているということで裁判官が一つの判断をしている行
為について違法という請求を起こすわけですから、その場合の違法性につい
ては、原告、要するに逮捕状において逮捕を許可された人間の方から相当程
度の立証しなければならないわけです。それが逆に国賠勝訴という形で立証
できたということは、15年たってもそういった訴追が違法だった、要する
に自分はある意味では無罪だったということかもしれませんが、そういった

立証は可能であることのむしろ証左になるのではないかと考えております。

- 最初の初期の調書の点ですが、私が想定している例というのは、初期のころに調書とかとったり証拠を集めたけれども、肝心の被疑者が逃亡して15年なり25年なり逃亡した、それでつかまったという、そういう場合を想定しておりますので、そういう場合は大いにあり得るわけです。そういう場合には、やはり初期のころに調書がとられて、目撃者の証言とか調書がとられて、それが25年目に逮捕されて、そこでその調書が出てくるという場合は大いにあり得るというふうに思っています。

それから逮捕状の国家賠償事件の件ですが、これは判決を読んでいただくと明らかですけれども、基本的に国賠事件というのは、これは被告の国とか東京都側に立証責任がありまして、実際この事件でも結局立証責任は尽くしてないといえますか、東京都の側が十分証拠を提出していないということを理由に違法であると判断をされておりまして、別に原告側がこの違法であることを立証したわけではない事件であります。これは読んでいただければ分かるのですが、そういうことがありますので、決してこの例があるから15年、25年たったところで原告側、つまり被疑者側が無罪を立証できる例にはならないわけです。これはむしろ、東京都側が立証しなかったために敗訴になっている事件でありまして、これは立証責任が国家賠償の場合は被告側にあるという原則からそういう判断が出されているわけでありまして、ちょっと〇〇幹事の説明は正確ではないと思います。

- ちょっと警察の方にお聞きしたいことがあって、よろしいですか。

この時効の問題が警察の捜査で、警察の資源をどのぐらい継続すべきかという問題にかかわっているというのは出ているわけですが、捜査本部を設置するような事件の場合の時効が近づいたときの態勢といえますか、どんな態勢が続くのかということと、それと捜査本部を設置しないようなーようなーと言うと語弊がありますが、今度7年が10年になるとか、そういう事件については、通常どんな形で捜査態勢なり捜査の継続というのをしておられる

のか。そんなものをちょっと、実情みたいなのをお聞きしたいと思うのですが。

- この前にも御説明申し上げましたが、確かにすべての継続捜査事件に必ずしも十分な専従要員を確保するというのは大変難しいということでございます。現在もそうなのですが、一定の捜査を事件発生からしかるべき時期に尽くした上で、時間の経過とともに段階的に状況を見ながら、他の事件等、重要事件等の発生状況も勘案しながらコンパクトな態勢に持っていくというのが実態でございます。そのように捜査を尽くしておけば、その後いろんな状況の変化もございますし、例えば指名手配犯人の潜伏場所についても確かな通報があったとか、例えば現場で鑑識活動で採取したDNAサンプルから、犯人が突きとめられたといったようなことも大いにあり得るわけございまして、捜査が急展開するということもあり得るということだと思います。

第5回会議 議事録（抄）

- 続いて、「公訴時効期間の改正」についてであります。これについては被告人、弁護人の防御権と時効制度の問題が私どもの態度の一つであります。これについては、やはり長期間経過しているというもとで、検察官に主張立証責任がございますので、長期間経過するということは検察官に不利益になるという御意見もあったわけですが、実際の場面において考えてみますと、被告人、弁護人がアリバイ立証などの立証に困難をきたしかねないということが生じるであろうということ、また証人等の記憶の薄れだとか死亡等によって、刑事訴訟法321条1項2号、3号書面が証拠能力だけでなく、その証明力も高められるという可能性があるというふうに私どもは考えておりますので、被告人の防御権上重大な問題が出てくるということ。

二つ目には、被疑者の事実上の継続した社会関係に問題が生ずるということであります。例えば、25年も隠れて社会で生活していたということになりますと、その被疑者と言われる人には、事実上の社会関係が成立していたわけでありまして、そういう成立した社会関係を壊してまで、あえて訴追するということが認められるのかということがあるというふうに考えております。この点は、やはり長期裁判ということではいろいろ問題になるときに、免訴にするということもあるわけではありますが、そういったこととの関連から考えてみても一つ重要な点だというふうに考えております。更には、民事の除斥期間20年を超えてまで公訴権を維持しなければならないということはないのではないかということも、ここで付け加えております。

三つ目には、警察等の捜査資源の配分と被害者ということでありまして、今の警察の捜査資源からして、捜査本部なり捜査員配置をすべての事件にするということは非常に困難、無理だと。公訴時効の大幅な延長は、警察に相当の負担とならざるを得ないわけでありますので、そうなりますとこの捜査資源をどう配分するかということが問題になってくるだろうと。一方、

被害者や遺族にとってはすべての事件が大切なのでありまして――それぞれの事件ですね、総体として見た場合の重点の置かれるべき事件というのと異なって、被害者から見ればすべての事件が重要だと。そういった観点から見ますと、この捜査資源の振り分けというものは、被害者や遺族にとっては非常に不平等なものと映らざるを得なくなりかねない。そういうことも含めて、私どもとしてはこの点やはり問題があるのではないかと。

それから、時効期間を25年を相当とするという、最長期の、死刑に当たる罪の場合ですね、これがなぜ25年なのか、16年から24年の間のどこかの時点ではなぜいけないのかという議論が不足しているというふうに考えております。

それから、続いて四番目であります、「被害者・遺族への対応は総合的に厚く」というふうに書きましたのは、被害者・遺族の感情はそうそう消えるものではありませんので、これは昔も今も変わらないというふうに考えております。ですから、時効を延ばすからとか、ある程度で切るといっても消えるものではない。そういうふうな場合に、被害者・遺族の傷ついた心の治癒というのは、社会的、精神的など様々な援助によって初めてなされるものであります。そうした対策との総合的な検討を十分することなく、時効期間の延長をすることだけで被害者・遺族の援助になるというふうには私どもは考えておりません。被害者・遺族の気持ちを大切にするというのであれば、時効期間の延長というよりは、より適切なケアですとか援助ができるようなシステムをどう構築していくか、そういうものがあって初めて時効をどういうふうに考えていくかということが議論されるというふうに思っておりますので、この点についても私どもとしては賛成しかねるということであります。